

平成29年度第1回

一宮市都市計画審議会
議事録

一宮市都市計画審議会

次の議案を審議するため、一宮市都市計画審議会が平成29年11月13日午後2時00分、本庁舎11階1103会議室に招集された。

記

1. 付議事項

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更 (一宮市決定)

議案第2号 尾張都市計画公園の変更 (一宮市決定)

2. 出席委員 15名

秀島 栄三、牛田 幸夫、櫻木 耕史、高岡 幸郎、
鵜飼 和司、中村 一仁、水谷 千恵子、横井 忠史、谷 祝夫、渡辺 之良、
鎌田 裕司(代理出席：水野 悦司)、澤田清光、寺倉 利彦(代理出席：古田 誠)、
富山 弘美、森 律子

3. 欠席委員 2名

高取 千佳、宮本 由紀

[事務局]

まちづくり部長 加藤 重明	まちづくり部次長 寺澤 一成
都市計画課長 山田 芳久	同主監 中島 康博
同都市計画・庶務G課長補佐 田内 誠一	同G主査 今村 剛宏
同G主査 牛田 貴史	同G担当 佐伯 莉奈
農業振興課長 大野 猛	同農政G専任課長 野田 喜信
同G課長補佐 武田 玲香	同G担当 坂口 達郎
公園緑地課長 今枝 靖和	同整備G専任課長 堀田 恭史
同G課長補佐 長崎 友智	

会 議 顛 末

開 会

午後2時00分

事 務 局

(開会のことば)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより、平成29年度第1回一宮市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員15名でございます。一宮市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、過半数の委員の出席がございますので、会議は成立しております。なお、高取委員、宮本委員さんは本日ご都合が悪く、欠席されております。

また、寺倉委員さんは本日ご都合が悪く、欠席されておりますが、一宮市都市計画審議会運営規則第5条に基づき代理が認められておりますので、愛知県一宮警察署地域課長の古田さんに代理出席いただいております。

それでは、開会に当たりまして、会長にはごあいさつと、その後の議事の進行をお願いいたします。

会 長

(会長あいさつ)

会長を務めさせていただいております、秀島でございます。

本日は、大変お忙しいところ、当審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は「尾張都市計画生産緑地地区の変更」「尾張都市計画公園の変更」の2議案が付議されておりますので、よろしくをお願いいたします。

会 長

(新委員紹介)

早速でございますが、改選、異動等により新たに委員になられた皆様をご紹介します。

市議会議員の

中村一仁委員さんです。

水谷千恵子委員さんです。

横井忠史委員さんです。

渡辺之良委員さんです。

愛知県一宮建設事務所長の

鎌田裕司委員さんは本日ご都合が悪く、欠席されておりますが、一宮市都市計画審議会運営規則第5条に基づき代理が認められておりますので、愛知県一宮建設事務所企画調整官の水野さんに代理出席いただいております。

続きまして、愛知県尾張農林水産事務所一宮支所長の

澤田清光委員さんです。

よろしくをお願いいたします。

(議事録署名者の決定)

会 長

ここで、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。

当審議会運営規則第9条には、議事録署名者2名を、会長が指名することとなっております。

議事録署名者は、議席順にお願いしておりますので、鵜飼委員様と中村委員様にお願いいたします。

(議案の審議)

会 長

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

議案第1号「尾張都市計画生産緑地地区の変更(一宮市決定)」をご審議賜りたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事 務 局

はい、会長。

会 長

はい。

事 務 局

議案第1号につきましてご説明いたします。ここからは、着座にて失礼をさせていただきます。

まず、黄色いファイルの議案書をお開きいただきたいと思います。議案第1号、尾張都市計画生産緑地地区の変更(一宮市決定)とあります。2枚はねていただきまして「都市計画生産緑地地区を次のように変更する」ものです。

面積約130.0ha。変更理由につきましては、生産緑地法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの及び面積要件を満たさなくなったもの、について一部区域を変更するものです。

次に、2枚はねていただき、箇所別調書をご覧ください。また、議案書の封筒の中に地図があります。2万分の1の総括図と、2500分の1の計画図です。こちらの計画図を見ながらご説明をしたいと思いますのでよろしくご説明いたします。

それでは、箇所別調書1ページの方をお願いします。今回の変更につきましては、面積は、38,279㎡の減少です。この変更の結果、生産緑地地区は、変更前1,338,097㎡から、1,299,818㎡、約130.0haとなります。

なお、本日審議をお願いいたします変更箇所は、全部で40箇所に及んでおります。全部につきまして詳細なご説明を申し上げておりますと、大変な時間が掛かってしまいます。このため、変更内容が除外または一部除外の内、変更理由が、主たる従事者の死亡による制限解除、または病気などの故障による制限解除のものにつきましては、箇所別調書の記載により説明に代えさせていただきますので、よろしくご説明いたします。

それでは、そのほかの理由が2つ以上によるものについて、説明をさせていただきます。

箇所別調書を1枚はねていただきまして2ページ、左に記載の一団番号3-228をお願いします。計画図につきましては、全17枚のうち8枚と記載のある地図をご覧ください。場所は、中央やや左下、3-228です。主たる従事者が故障したことを理由に一団の一部、黄色部分の面積1,686㎡を除外するものです。この除外により、黄色の南側一団と、黄色の北西、道路を挟んだ2筆の土地について一団の分断が発生しますが、北西は2筆で518㎡ありますので、赤で記載がありますとおり、新たな一団として番号3-401を付け、生産緑地の指定を継続します。黄色い部分で分断されますが、それぞれ生産緑地として継続していくというものです。

続きまして、箇所別調書の同じく2ページ、一団番号3-356をお願いします。計画図は9枚目をご覧ください。場所は右の部分、3-356です。主たる従事者が故障したことを理由に一団の一部、黄色部分の南側の部分、面積1,784㎡を除外するものです。また、この除外により、黄色の北側に飛び出した1筆の土地が分断され、残面積431㎡となります。生産緑地の要件であります「一団の面積が500㎡以上の規模の区域であること」ということの条件に外れてしまいますので、これを生産緑地から除外するものです。

続きまして、箇所別調書の3ページ、一団番号15-9をお願いします。計画図は12枚目と12枚目変更前図をご覧ください。まず、変更前図の左の部分です。15-9の東側は、一部指定ということで、県道西萩原北方線に付いた白い部分が、元々一部が除外されている区域でございました。次に、変更後の12枚目をご覧ください。耕作されていなかった東側の未指定部分を登記上分筆したところ、若干の誤差が生じたので、分筆後の形に合わせて指定区域を変更するものです。また、東側の指定区域を変更する部分の南側は、現状においては道路から田への乗り入れ口で、田の一部であり生産緑地とみなされますので、その面積52㎡を増加させるものです。

続きまして、箇所別調書は3ページ、一団番号15-16をお願いします。計画図はそのまま12枚目をご覧ください。場所は15-9の右上です。道路を挟んで東西に農地があるもので、西側が、主たる従事者が故障したことを理由に一団の一部面積482㎡を除外するものです。また、この除外により道路東側1筆の土地が分断されることにより、残面積が396㎡となるため合わせて除外となります。

続きまして、箇所別調書は3ページ、一団番号21-112をお願いします。計画図は17枚目をご覧ください。左側中央部分です。農地の北側道路を含んで生産緑地としているものを、農地の主たる従事者が死亡したことを理由に一団の一部面積425㎡を除外するものです。この一団には北側の農業用道路90㎡を含んで生産緑地に指定されておりました。農地部分が除外されて、道路のみとなったため道路部分90㎡を除外するものです。

農地と一体で指定する農業用道路については、幅員が概ね6m以下の道路は農地と合わせて面積に換算できるというふうに取り扱いをしております。

以上、簡単にご説明をさせていただきました。

今回の除外の対象となります生産緑地の一団ごとの変更面積につきましては、

変更箇所別調書のすぐ後、一団ごとの変更面積にまとめております。また、過去の変遷につきましては、そのすぐ後、生産緑地地区の各年度の面積の変遷に3ページにわたりまとめておりますので、こちらの方も参考にしていただければと思います。

本日、ご審議をお願いする案件の内、買取り申出に関するものにつきましては、平成28年1月1日から、同年の12月31日の間に買取り申出書の提出がされ、これを市が受理し、関係事務を進めまして、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに行為制限が解除された案件となっております。

また、変更案の縦覧を平成29年9月19日から平成29年10月3日まで実施しましたところ、縦覧された方が5名お見えになりましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

会 長 それでは、趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。

会 長 特によろしいでしょうか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第1号「尾張都市計画生産緑地地区の変更（一宮市決定）」について、原案のとおり「可」とする旨、答申することにご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案を「可」とする旨、答申することに決定をいたします。答申案をまとめますのでよろしくお願いいたします。

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局 答申案を朗読させていただきます。

(朗読)

会 長 答申案は、ただいま事務局より朗読がありましたとおりでございますが、本答申案どおり決定をさせていただくことにご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、そのような形で答申いたします。

会 長 続きまして、議案第2号「尾張都市計画公園の変更（一宮市決定）」をご審議賜りたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局 まずもって説明に先立って、補足の資料として配置図を追加で配布させていただきまこと、ご容赦願います。

議案第2号「尾張都市計画公園の変更（一宮市決定）」について、説明させていただきます。

議案第2号、表紙を1枚はねてください。

尾張都市計画公園の変更（一宮市決定）都市計画公園中2・2・67号大塚史跡公園ほか8公園を次のように変更する。種別：街区公園、名称、番号：2・2・67、公園名：大塚史跡公園、位置：伝法寺二丁目、面積：約0.20haとするものです。

以下8公園につきましても、位置の名称を変更するものであり、種別ほか、公園名称、面積については変更ございませんので省略させていただきます。

理由：土地区画整理事業の換地処分に伴う位置の名称を変更するものであります。なお、この換地処分による登記は、平成29年9月27日に完了しました。

また、一枚はねていただきまして、補足資料としまして、位置の名称の変更前と変更後を示した新旧対照表をご覧ください。種別：街区公園、名称、番号：2・2・67、公園名：大塚史跡公園、位置の変更前、丹陽町伝法寺字北元屋敷がこの度、伝法寺二丁目に変更されました。

以下、8公園につきましても、同様でございます。追加でお配りしました配置図をご覧ください。青色で囲まれた部分が伝法寺土地区画整理事業の区域で、この中に、9公園あり、すべての公園が供用済みです。

以上が、議案第2号、尾張都市計画公園の変更の議案説明でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

会 長 それでは、趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。

会 長 ご意見はございませんか。それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号「尾張都市計画公園の変更（一宮市決定）」について、原案のとおり「可」とする旨、答申することにご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。
ご異議ございませんので、原案を「可」とする旨、答申することに決定をいたします。答申案をまとめますのでよろしくお願いたします。

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局 答申案を朗読させていただきます。

(朗読)

会 長 答申案は、ただいま事務局より朗読がありましたとおりでございますが、本答申案どおり決定をさせていただくことにご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、そのような形で答申いたします。

会 長 審議のほうは以上でございますので、事務局のほうに以降の進行をお返しします。

事 務 局 会長どうもありがとうございました。

(閉会)

事 務 局 それでは、本日は大変お忙しいところ、ご審議いただきありがとうございます。
これもちまして、一宮市都市計画審議会を終わらせていただきます。

閉 会 午後2時30分